

議案第16号

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例の制定  
について

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

こども・青少年プラザを設置するため、制定するものである。

# 浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 本市は、就学前までの子どもとその保護者及び青少年が気軽に訪れ、交流や遊び、学習などの活動をすることができる場及び日常的に相談をすることができる場を提供することにより、就学前までの子どもや青少年の健全な発達及び子育て支援に資するため、浦安市こども・青少年プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市新浦安こども・青少年プラザ	浦安市入船一丁目2番1号

(開館時間及び休館日)

**第3条** プラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(専用使用の承認等)

**第4条** プラザの施設を専用で使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(専用使用の不承認)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

(1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が、プラザの設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(4) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

(専用使用の承認の取消し等)

**第6条** 市長は、第4条第1項の規定により承認を受けた者（以下「専用使用

者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に規定する事由が生じたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(権利譲渡等の禁止)

**第7条** 専用使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

**第8条** プラザの施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、プラザの使用を終了したとき、又は第6条の規定により承認が取り消され、又はその使用が制限され、若しくは停止されたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第9条** 使用者は、施設等を毀損し、破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(意見聴取)

**第10条** 市長は、第4条第1項の承認又は第6条の取消し、使用の制限若しくは停止をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第5条第3号に該当する事由の有無について、千葉県浦安警察署の意見を聞くことができる。

(規則への委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。